

障害者の虐待防止について

令和 5 年度 障害者総合支援法関係事業者説明会



兵庫県福祉部障害福祉課



虐待を見たこと ありませんか？

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置
- 経済的虐待

行動障害のある利用者を個室に閉じ込めて職員が見張る行為があった。



利用者の児童の下着の中に手をいれた。



利用者の問題行為に対して、みんなのいる前で職員が感情的に説教をした。



利用者本人が養護者から虐待を受けていたことを認知していたにも関わらず放置していた。



世話人が、利用者のお小遣いをずさんに管理していた。（本人のものではないレシート等）

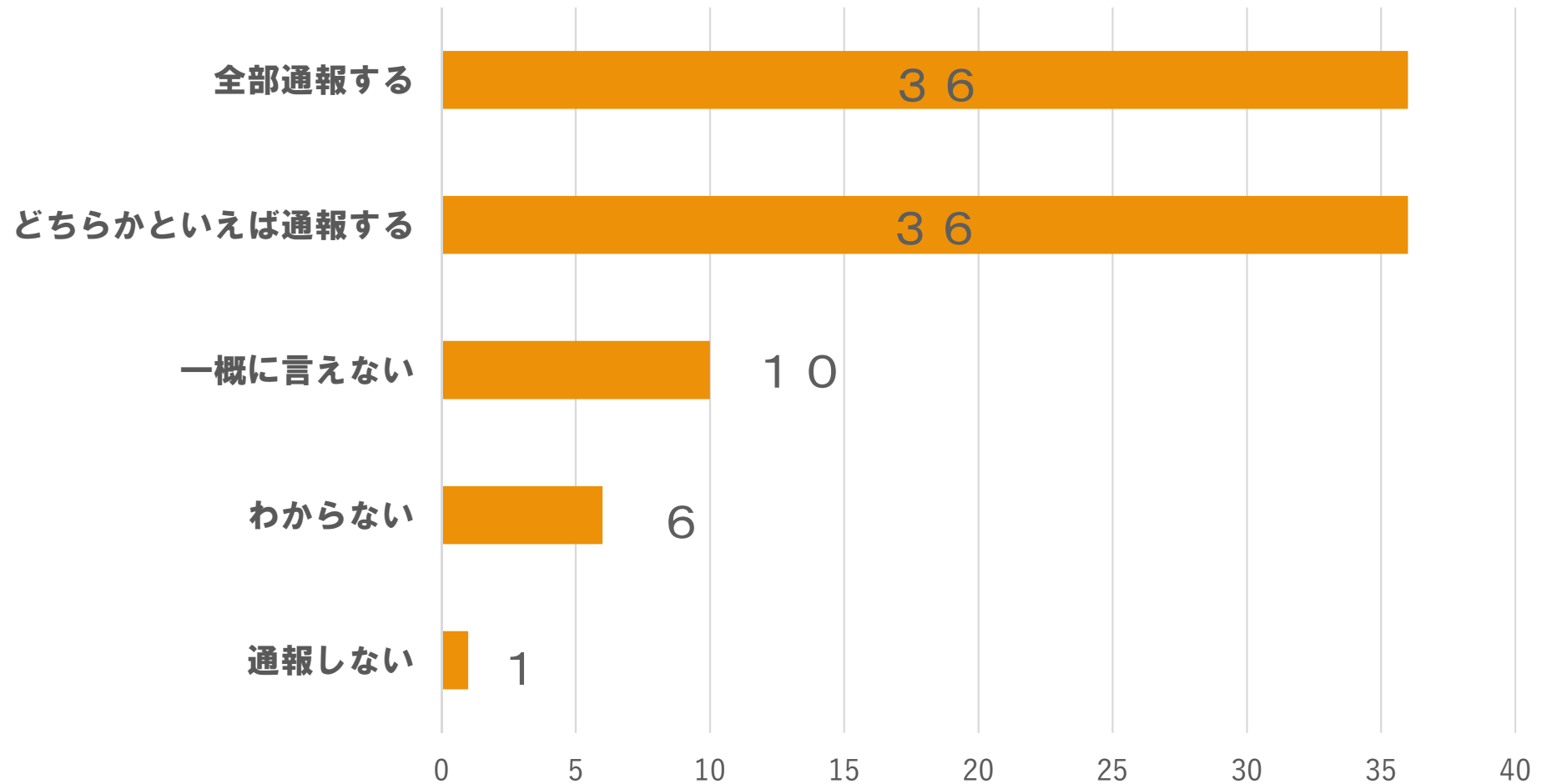


【質問】

これらの状況を発見したとき、
あなたは通報（相談）しますか？

- A. 全部通報（相談）する。
- B. どちらかと言えば通報（相談）する。
- C. 一概に言えない。
- D. わからない。
- E. 通報（相談）しない。

これらの状況を発見したとき、
あなたは通報しますか？



②令和6年1月16日開催 事業所向け研修会より

施設従事者等による障害者虐待 施設長から虐待を受けた事例

障害者支援施設の入所者殴る 施設側「虐待にあらず」 (朝日新聞 平成31年3月12日)

青森県弘前市は11日、市内の障害者支援施設「拓光園」で昨年7月、**暴力を振るった男性入所者を女性施設長が殴る**などした行為があり、**「虐待」と認定したと公表した**。施設を運営する同市の社会福祉法人「七峰会」は「不適切な対応だった」として施設長を3カ月の減給処分にしたが、**一方で「虐待にはあたらない」と主張している**。

市福祉政策課などによると、**知的障害がある30代の男性入所者が他の入所者や職員らに暴力を振るい、駆けつけた50代の女性施設長が暴れる男性の頭を殴ったり蹴ったりした**という。男性にけがはなかった。

男性は不安定になって暴れることが多く、施設長は市の調べに「自分も暴行を受ける可能性があるかわかればその暴行が収まるのではないかと思って殴った。ただその後も暴力は収まらなかったため、後悔している」と話したという。

市は施設長の行為は障害者虐待防止法が定義する身体的虐待の「外傷が生じるおそれのある暴行」だと認定し、2月20日に県に報告。今月8日には同法人に改善計画の提出を求めた。

同法人の高橋正安常務理事は「改善計画を15日までに提出し、再発防止に努める。暴力は許されないが、**この件は施設長が殴りかかってきた相手に反撃したもので虐待ではない**と考えている」と話した。男性は現在は別の施設に入っているという。→青森県に確認したところ、**後に虐待であることを認めた**。

刑法

(暴行罪)

第204条 人の身体を傷害した者は、**15年以下の懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

(傷害罪)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、**2年以下の懲役**若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

<ポイント>

- 障害者虐待の認定要件と刑法の犯罪構成要件は異なる→**正当防衛であるかどうか、は裁判で争うこと**
- 「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由無く障害者の身体を拘束する行為」**を虐待防止法上の身体的虐待という

障害者虐待防止の基本的枠組み

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み
[略] 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

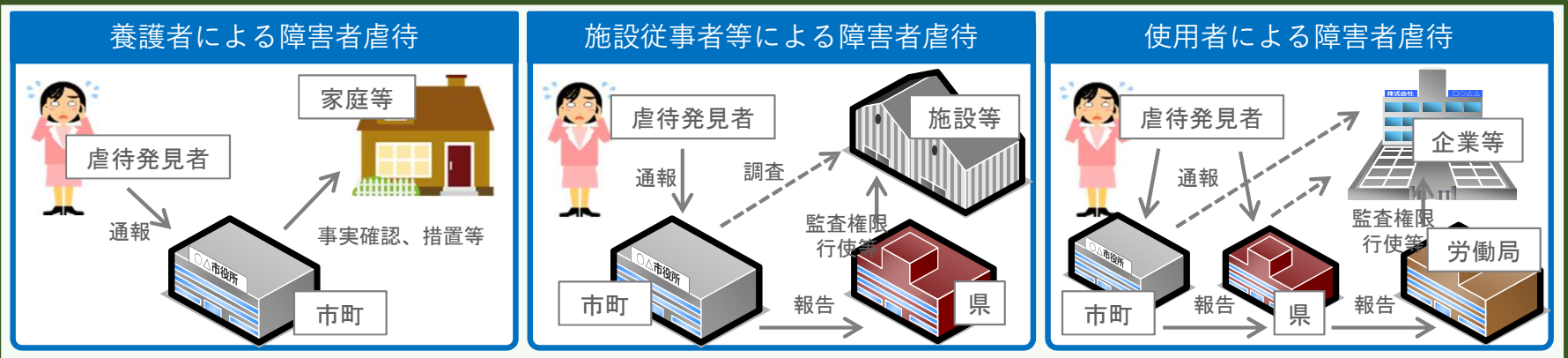
虐待類型

①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任（ネグレクト） ⑤経済的虐待

法解釈のポイント

- ①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務 [虐待防止法第16条]
→ 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり
- ②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則 [障害者総合支援法第110条、第111条]
→ 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり
- ③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解 [厚生労働省通知等]
→ 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範疇を超えてしまった事例もあり

通報・調査スキーム



令和4年度 県内の 相談・通報件数と虐待判断件数

- ・前年度から大幅な増加
- ・通報義務化の浸透、令和4年度から施設・事業所による虐待防止措置の義務化による通報の徹底
- ・サービス利用者数の増加 等の要因（国と類似傾向）

傾向のポイント

- 通報件数、虐待認定件数とも大幅に増加している。
（全国ベースも通報・認定ともに増）
〔通報：③540件→④711件〕
〔判断：③126件→④168件〕
- 通報等のうち、虐待が認められた割合は23.6%（前年度比+0.3pt）となっている（全国ベースは25.1%）。
- 施設従事者等による虐待が通報の24.5%（前年度比△2.4pt）、認定の25.6%（前年度比+1.0pt）を占める。
- 施設従事者等による虐待種別では、心理的虐待が全体の49.1%を占める。
- 虐待を受けた者の障害種別では、知的障害者が全体の48.6%を占める。

【令和3-4年度虐待通報等及び認定件数（件）カッコ内は全国計】

区分	令和3年度		令和4年度	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
施設従事者等	145 (3,208)	31 (699)	174 (4,104)	43 (956)
養護者	380 (7,337)	86 (1,994)	513 (8,650)	120 (2,123)
使用者(※)	15 (1,230)	9 (392)	24 (1,230)	5 (430)
計	540 (11,775)	126 (3,085)	711 (13,984)	168 (3,509)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

【令和4年度虐待種別・被虐待者種別（件）※使用者は労働局が別途集計】

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	20	4	26	2	1	53
養護者	94	2	28	14	12	150
計	114	6	54	16	13	203

区分	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	9	36	4	1	3	53
養護者	25	54	49	2	2	132
計	34	90	53	3	5	185

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

障害者虐待事例への対応状況調査結果等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

- 毎年度、厚生労働省において実施している「令和4年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和5年12月公表）」において、
 - ・ 養護者及び障害福祉施設従事者等による障害者虐待について、それぞれ相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数がいずれも増加し、特に、障害福祉施設従事者等による虐待判断件数が大幅に増加
 - ・ 通報者の割合については、近年の傾向と同様に、養護者による虐待は警察、障害福祉施設従事者等による虐待は施設・事業所の管理者や職員からの通報が増加
 - ・ 施設従事者虐待の虐待判断件数については、施設・事業種別では共同生活援助、施設入所支援、生活介護の順に多く、障害種別では知的障害者や行動障害のある者の割合が高い
 - ・ 虐待の発生要因は、養護者による虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い
 - ・ 市町村における虐待通報への対応状況について、「虐待通報件数」に占める「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合に一定のばらつきがある（P7・11参照）
- 等の状況が認められた。

<養護者による障害者虐待> (P4~6参照)

- ・ 相談・通報件数 : 8,650件（対前年度1.18倍）
- ・ 虐待判断件数 : 2,123件（対前年度1.06倍） 被虐待者数 : 2,130人（対前年度1.06倍）
- ・ 相談・通報者 : 警察51%、本人13%、施設・事業所の職員11%、相談支援専門員11% 等
- ・ 虐待行為の種類 : 身体的虐待69%、心理的虐待32%、経済的虐待17%、放棄、放置11%、性的虐待3%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 知的障害45%、精神障害43%、身体障害19% ※行動障害がある者は28%
- ・ 発生要因 : 家庭における被虐待者と虐待者の人間関係42%、虐待者が虐待と認識していない41% 等

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (P8~10参照)

- ・ 相談・通報件数 : 4,104件（対前年度1.28倍）
- ・ 虐待判断件数 : 956件（対前年度1.37倍） 被虐待者数 : 1,352人（対前年度1.41倍）
- ・ 相談・通報者 : 当該施設・事業所その他職員16%、設置者・管理者15%、本人16%、家族・親族11% 等
- ・ 虐待行為の種類 : 身体的虐待52%、心理的虐待46%、性的虐待14%、放棄、放置10%、経済的虐待5%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 知的障害73%、身体障害21%、精神障害16% ※行動障害がある者は34%
- ・ 事業所種別 : 共同生活援助26%、施設入所支援22%、生活介護14% 等
- ・ 発生要因 : 教育・知識・介護技術等に関する問題74%、倫理観や理念の欠如58%、職員のストレスや感情コントロールの問題57% 等

- 虐待判断件数の増加の要因については、
 - ・ 障害者虐待防止法の通報義務の浸透のほか、
 - ・ 令和4年度から施設・事業所における虐待防止措置（①虐待防止委員会の設置、②虐待防止責任者の配置、③職員研修の実施）が義務化されたことによる通報の徹底
 - ・ サービス利用者数の増加等の要因が考えられる。

なお、障害福祉施設従事者等虐待の市町村が考える「発生要因」として「教育・知識・介護技術等に関する問題」「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い状況があることから、施設・事業所における支援の質などの観点も含め、引き続き、国の調査研究において分析していく。

※ 令和4年度障害者虐待事例対応状況調査結果の詳細な分析や重篤事例の検証等の結果については、本年4月に令和5年度における障害者虐待に係る調査研究の報告書として厚生労働省のホームページにて公表予定。

なお、令和6年度に実施予定の「令和5年度障害者虐待事例対応状況調査」に係る調査項目の追加等を検討

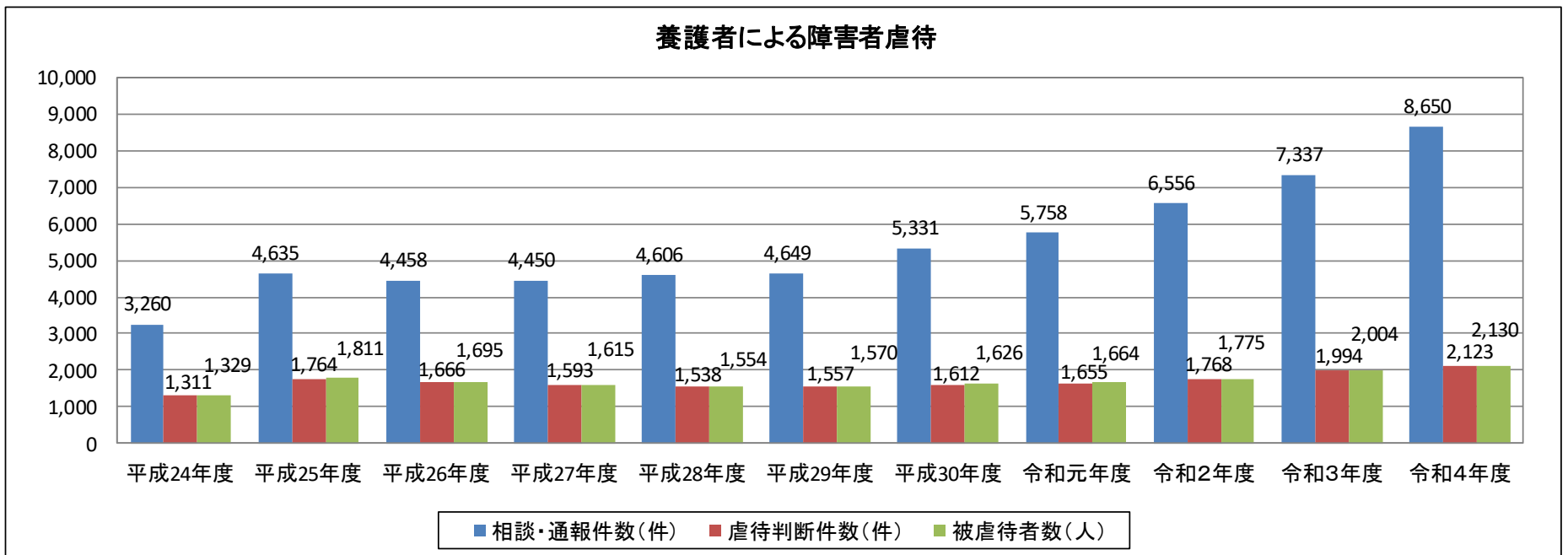
今後の対応

- このような状況も踏まえ、令和6年度報酬改定では、障害福祉サービス事業所等における虐待防止の取組の徹底を図るため、
 - ・ 令和4年度に義務化された障害者虐待防止措置を未実施の場合の減算措置の導入
 - ・ 身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引き上げを実施するとともに、障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、
 - ・ 共同生活援助、障害者支援施設において、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化（令和6年度までは努力義務）
 - ・ 強度行動障害を有する児者への支援体制の強化を行うこととしており、事業所の運営への外部の目の導入や強度行動障害を有する者への適切な支援の推進により、障害者虐待の防止にもつなげていく。
- あわせて、自治体における障害者虐待への対応の徹底を図るため、
 - ・ 全国会議等において自治体における障害者虐待の通報への対応の徹底について依頼
 - ・ 都道府県が実施する市町村や事業所職員向けの「障害者虐待防止・権利擁護研修」について、令和6年度から国で標準的な研修カリキュラムを示し、研修の質の確保・向上を図る
 - ・ 令和5年度の国の調査研究において、虐待の重篤事案の検証や、都道府県による広域的な観点からの虐待防止の取組の把握を行っており、本調査研究の成果を踏まえ、国で作成する自治体や事業所向けの「障害者虐待防止の手引き」の見直しの検討を行うこととしている。
- これらの取組を通じて、自治体や障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止や早期発見の取組の徹底を図っていく。

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

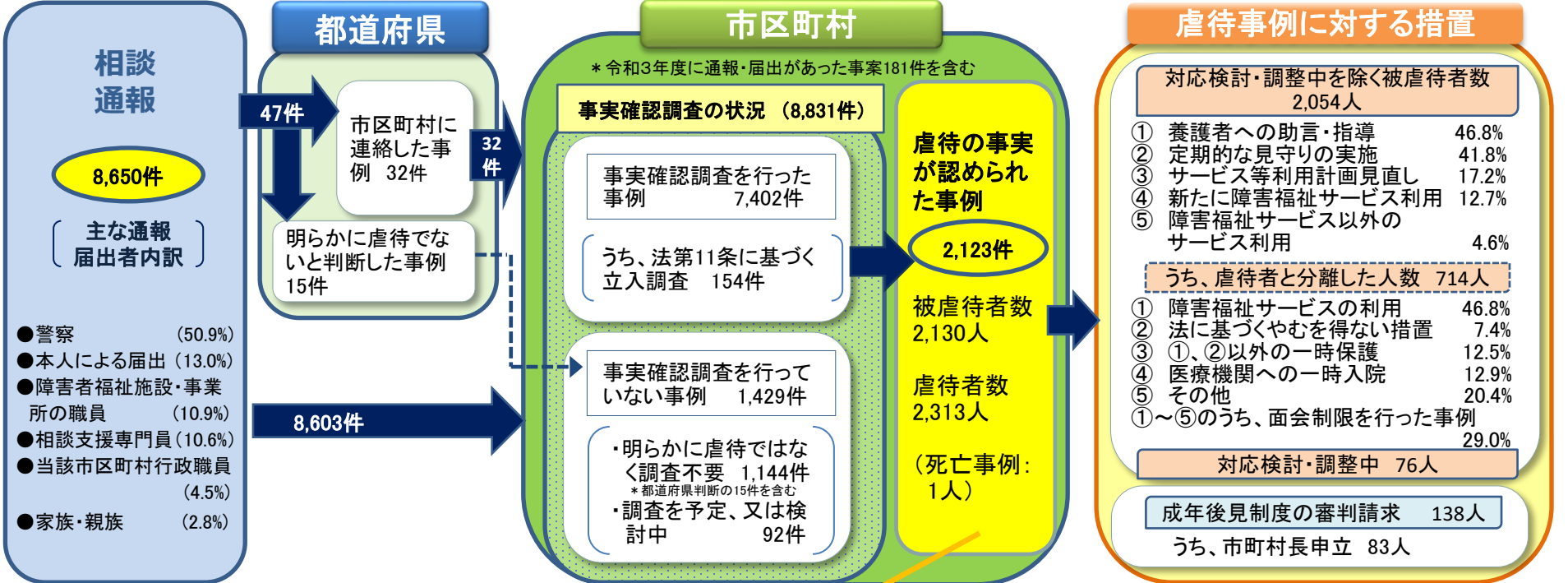
- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(2,313人)

- 性別
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)
40～49歳(16.3%)
- 続柄
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)
兄弟(10.8%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

被虐待者(2,130人)

- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明:1名
- 年齢
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)
40～49歳(19.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.0%	45.0%	43.4%	3.1%	2.4%

- 障害支援区分のある者 (49.3%)
- 行動障害がある者 (27.5%)
- 虐待者と同居 (85.3%)
- 世帯構成
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

令和3年度調査結果（養護者による虐待）

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	226	156	19	206	33	902	829	17	3,411
構成割合	13.4%	3.1%	2.1%	0.3%	2.8%	0.4%	12.3%	11.3%	0.2%	46.5%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	335	113	20	258	61	7,566
構成割合	4.6%	1.5%	0.3%	3.5%	0.8%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数7,337件に対するもの

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	415	513	130	332	181	847	347	198
構成割合	20.7%	25.6%	6.5%	16.6%	9.0%	42.3%	17.3%	9.9%

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	504	319	189	851	311	290	73
構成割合	25.1%	15.9%	9.4%	42.5%	15.5%	14.5%	3.6%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

令和4年度調査結果（養護者による虐待）

【通報等】

「警察」からの通報が増加

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	1,128	244	129	16	232	23	918	941	12	4,405
構成割合	13.0%	2.8%	1.5%	0.2%	2.7%	0.3%	10.6%	10.9%	0.1%	50.9%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	390	128	15	228	59	8,868
構成割合	4.5%	1.5%	0.2%	2.6%	0.7%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数8,650件に対するもの

【発生要因】

「家庭の人間関係」や「虐待者が虐待と認識していない」が多い

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	489	564	148	379	179	877	346	199
構成割合	23.0%	26.5%	6.9%	17.8%	8.4%	41.2%	16.2%	9.3%

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	538	329	209	894	360	292	82
構成割合	25.3%	15.4%	9.8%	42.0%	16.9%	13.7%	3.8%

(注)構成割合は、被虐待者数2,130人に対するもの。

①養護者による障害者虐待

○養護者による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合（図1参照）と「虐待と判断した事例件数」の割合（図2参照）を都道府県毎に比較した。

市町村における事実確認調査については、100%程度の都道府県がある一方で、70%程度となっている都道府県もある。また、虐待判断についても、50%程度の都道府県がある一方で、10%程度となっている都道府県もある。

※ 図1・図2ともに平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値で比較

※ 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

図1：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

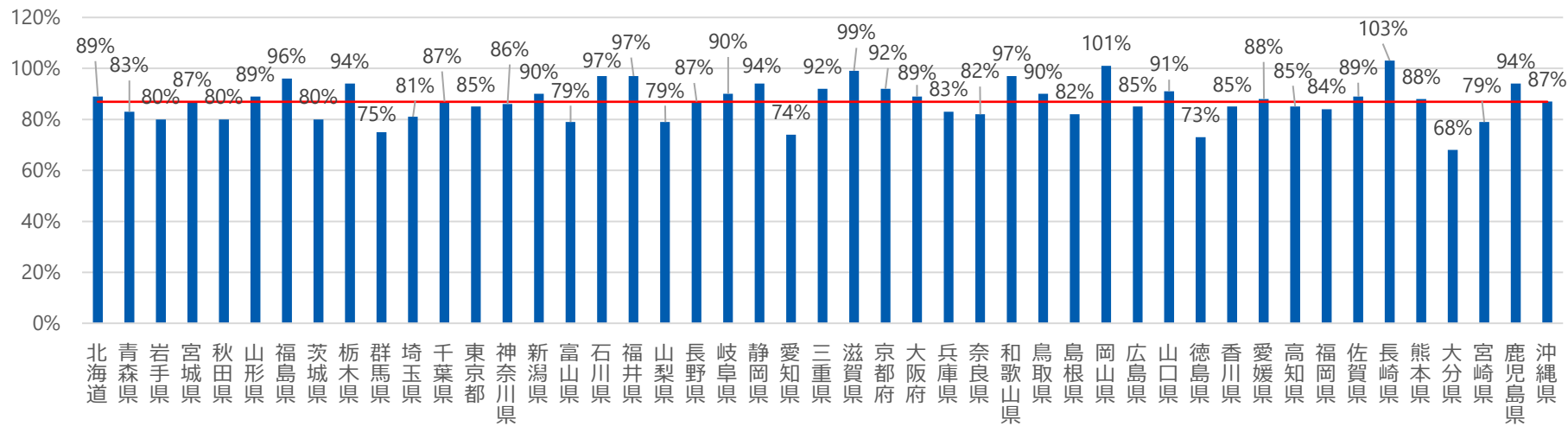
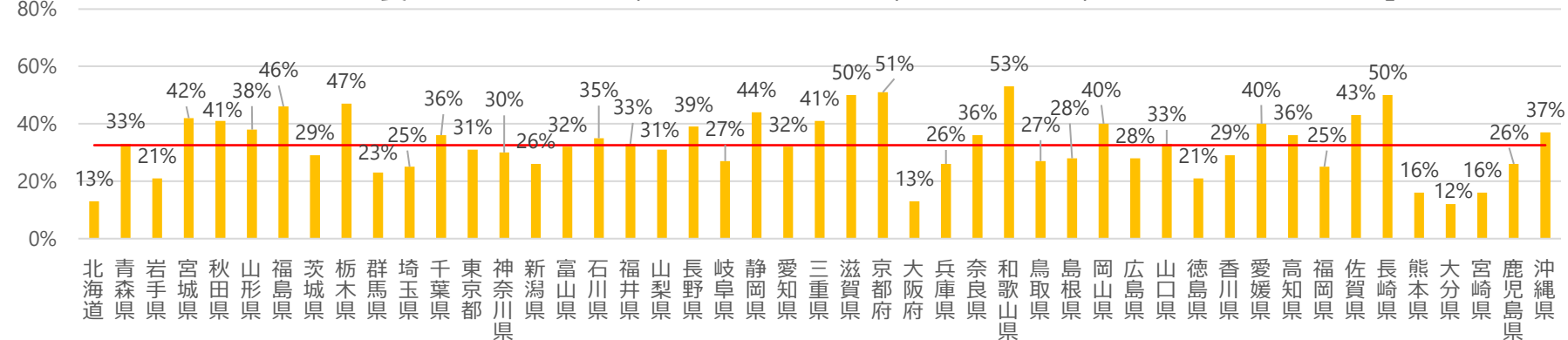


図2：「養護者による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」

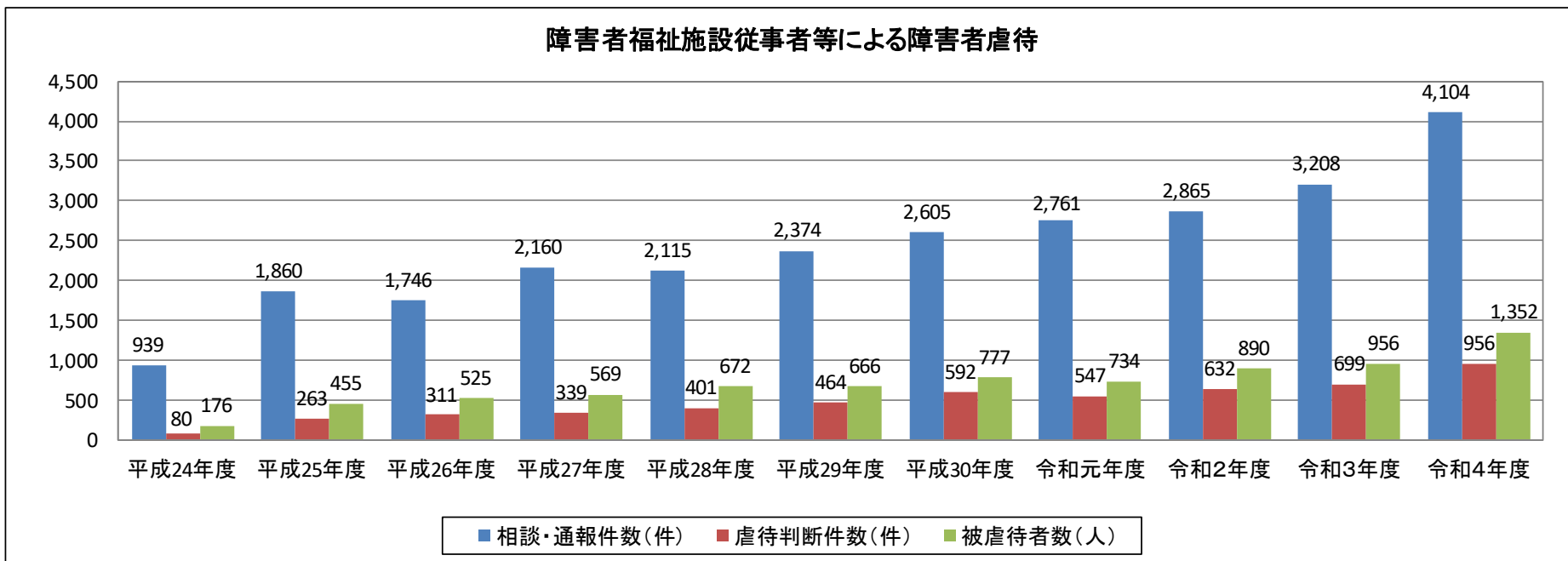


2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

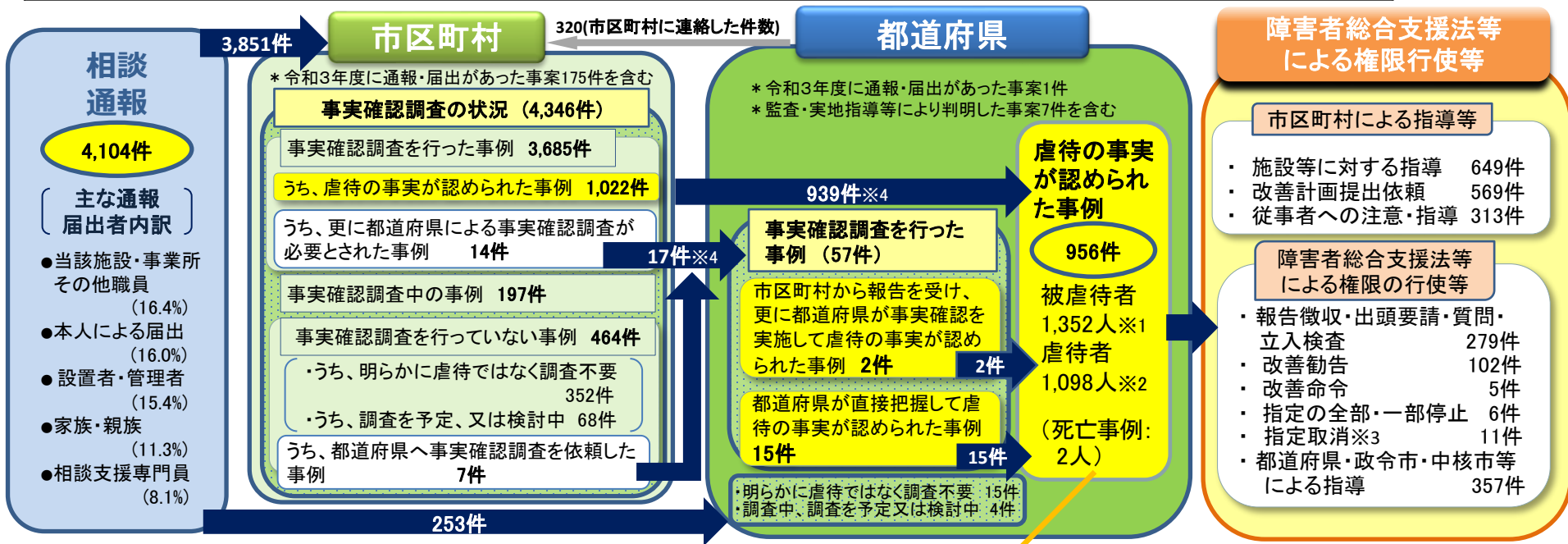
障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (1,098人) ※2

- 性別
男性 (69.9%)、女性 (30.1%)
- 年齢
60歳以上 (20.5%)、50～59歳 (17.9%)、40～49歳 (17.8%)
- 職種
生活支援員 (44.4%)、世話人 (9.9%)、管理者 (7.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行支援	1	0.1%
行動支援	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被虐待者 (1,352人) ※1

- 性別
男性 (63.6%)、女性 (36.4%)
- 年齢
40～49歳 (18.4%)、30～39歳 (17.8%)、20～29歳 (17.2%)、50～59歳 (17.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

令和3年度調査結果（障害福祉施設等従事者による虐待）

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員				合計
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員	
件数	530	335	100	2	54	9	268	460	130	7	9	480	
構成割合	16.5%	10.4%	3.1%	0.1%	1.7%	0.3%	8.4%	14.3%	4.1%	0.2%	0.3%	15.0%	
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	住宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)		
件数	193	59	1	147	164	44	3	7	11	214	188	3,415	
構成割合	6.0%	1.8%	0.0%	4.6%	5.1%	1.4%	0.1%	0.2%	0.3%	6.7%	5.9%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数3,208件に対するもの。

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	431	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	366	54.8%
倫理観や理念の欠如	334	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	147	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	165	24.7%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった31件を除く668件に対するもの。

令和4年度調査結果（障害福祉施設等従事者による虐待）

●相談・通報・届出者内訳

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員				合計
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員	
件数	655	465	98	3	43	20	331	633	157	11	20	675	
構成割合	16.0%	11.3%	2.4%	0.1%	1.0%	0.5%	8.1%	15.4%	3.8%	0.3%	0.5%	16.4%	
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	住宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)		
件数	214	44	3	204	206	53	10	6	13	279	243	4,386	
構成割合	5.2%	1.1%	0.1%	5.0%	5.0%	1.3%	0.2%	0.1%	0.3%	6.8%	5.9%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数4,104件に対するもの。

●市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	669	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	520	57.2%
倫理観や理念の欠如	528	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	289	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	285	31.4%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった47件を除く909件に対するもの。

【通報等】

「当該施設・事業所職員」や「設置者・管理者」からの通報が増加

【発生要因】

「教育・知識・介護技術の問題」、
「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観の欠如」が多い

②施設従事者等による障害者虐待

○施設従事者等による障害者虐待における「相談・通報件数（繰越を含む）」に対する「事実確認調査を行った事例件数」の割合と「虐待と判断した事例件数」の割合を都道府県毎に比較した。

市町村における事実確認調査については、100%程度の都道府県がある一方で、30%程度となっている都道府県（※3）もある。また、虐待判断についても、30%程度の都道府県がある一方で、10%程度となっている都道府県もある。

※1 図3・図4ともに平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値で比較

※2 「事実確認調査を行った件数」には、前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、「事実確認調査を行った事例件数」の割合が100%を超える都道府県がある。

※3 都道府県が対応した事例は「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなることに留意。

図3：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する事実確認調査を行った事例件数の割合」

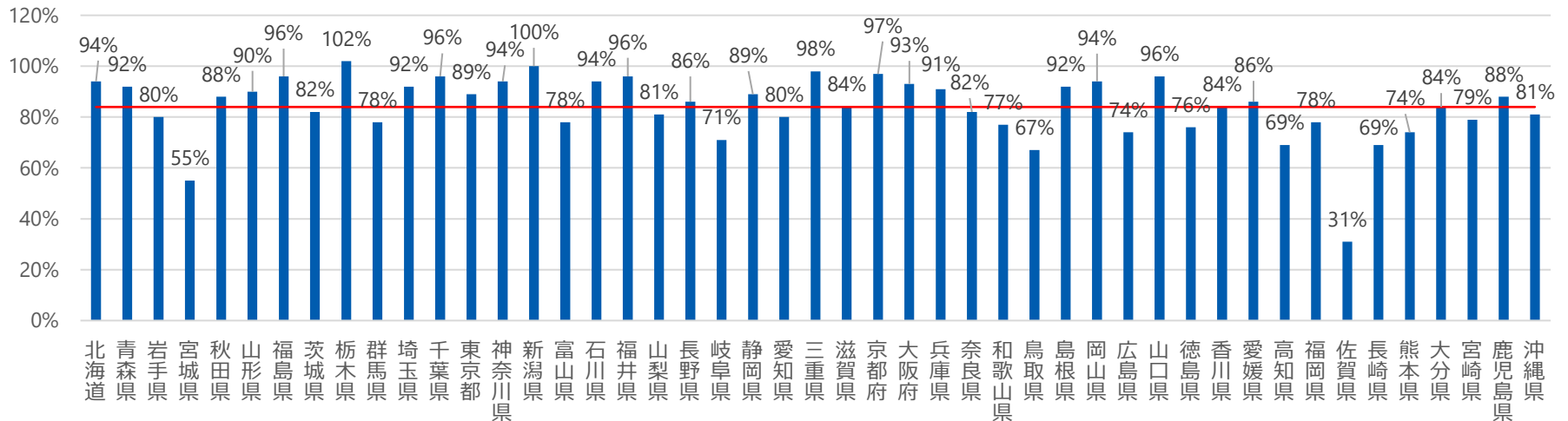
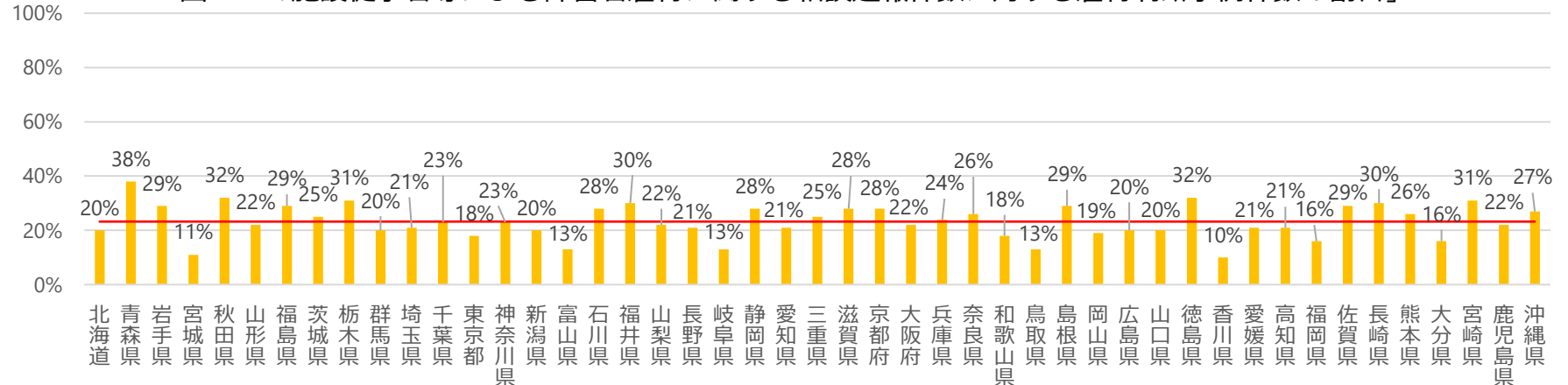


図4：「施設従事者等による障害者虐待に関する相談通報件数に対する虐待判断事例件数の割合」



参 考 资 料

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的なスキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -.-> C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C -.-> D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[都道府県] C -- 報告 --> D[労働局] D -.-> E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

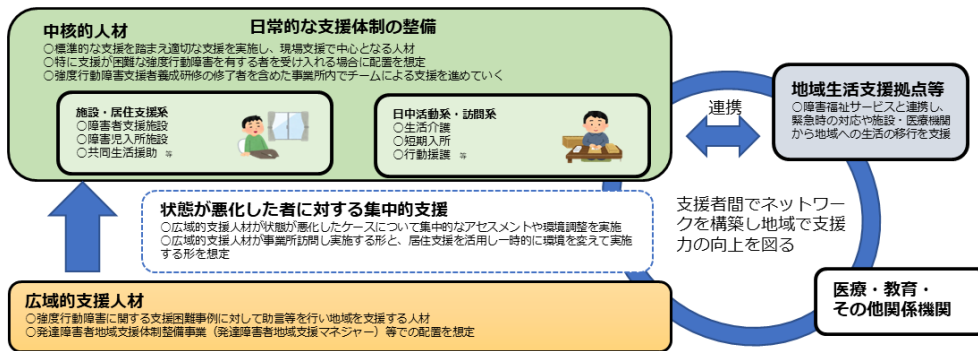
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度予算案：6.2億円

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修の実施

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 令和6年度予算案：11,794千円

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

権利擁護・虐待防止研修の見直し(案)

○ 都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示予定。

ア 【講義部分】※事前視聴

共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- II 障害者虐待防止法の概要(45分)
- III 当事者の声(45分)
- IV 性的虐待の防止と対応(30分)
- V 身体拘束等の適正化の推進(30分)
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

自治体コース講義

- I-1 養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- I-2 養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分+30分)
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分+20分)

管理者・虐待防止責任者コース講義

- I 法人・事業所の理念と管理者の役割(30分)
- II-1 虐待を防止するための日常の取組について①(30分)
- II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～(30分)
- III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)(30分)
- IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割(30分)
- V 虐待防止委員会の実際の運営について(15分+15分)

イ 【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習② 虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営(120分)

令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者虐待防止法が施行されました > 令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料・動画

福祉・介護 令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画

研修の全体感 講義資料・動画

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努める責務があります。

そのため、国において都道府県研修の企画・運営、講師担当となる者に対する指導者養成研修を実施し、都道府県においては、管内市町村や虐待防止センター等の職員向け、施設・事業所の管理者及び虐待防止責任者向けの研修を実施しています。

本ページは研修の講義部分の資料及び動画の掲載ページです。本ページで提供する資料及び動画は、関係者間で研修内容を学習・共有する際にご活用ください。その他の目的による無断使用は禁じます。SNSでの投稿もお控えください。

政策について

- 分野別の政策一覧
 - 健康・医療
 - 福祉・介護
 - 障害者福祉
 - 生活保護・福祉一般
 - 介護・高齢者福祉
 - 雇用・労働
 - 年金

兵庫県の

障害者虐待対応力

向上研修

- 基本講義のA研修と演習基礎のB研修、応用演習のC研修で構成
- 令和6年度も概ね、この構成で開催予定です。

	開催方法	対象	内容
A 研修	オンデマンド (録画配信)	B・C研修受講 予定者全員	障害者虐待の基本 (講義のみ)
B 研修	現地開催と オンライン開催	事業所職員 (直接支援)	施設従事者等による虐待事例等 (基礎演習)
C 研修	現地開催と オンライン開催	管理職・サービス 管理責任者等	多様な虐待事例 (応用演習)

※この他、圏域や市主催の研修も実施されています。

その他障害者福祉施設等における 対応について

小規模事業所の体制整備

- 研修機会の積極的活用
- 法人単位での虐待防止委員会設置等、規模に応じた対応
- オンライン会議等の使用により第三者が参加しやすいように
- 既存の会議体

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所内で研修を実施する。</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

～「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」より～

厚労省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

風通しのよい 職場づくり

- 組織の閉塞性・閉鎖性
- オープンな虐待防止対応
- 職員のモチベーション、
支援の質の向上につなげる
- 管理者が職場状況を把握

※外部研修に参加することで他の
事業所のやり方を知ることも重要

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や閉鎖性が指摘されます。報道事例にあった障害者福祉施設等の虐待事件検証委員会が作成した報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設（寮）内で、あるいは施設（寮）を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくて済むようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心掛け、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しのよい環境を整備することが必要となります。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望めます。

～「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より～

厚労省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>

※権利擁護の観点から

兵庫県版

改正障害者差別解消法 パンフレット

- 4.1から改正法が施行され、合理的配慮の提供が義務づけられます。
- ぜひこの法律の内容についてもご確認ください。

パンフレットHP

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/hyogo_sabekai_pamph_k.pdf

聞くこと
工夫することから
はじめる

— 合理的配慮の提供とは —

飲食店で車椅子のまま
食事できるように
お願いをしたらスペースを
用意してくれた。

聴覚障害があるため
筆談での
コミュニケーションで
対応してくれた。

2024年4月1日から
障害者差別解消法が
改正されます。

交通機関で、
駅員や係員が乗車の
手助けをしてくれた。

視覚障害があるため
配布資料の内容が
わからなかったが、
資料を読み上げて
説明してくれた。

兵庫県

この書事コードをスマホアプリ
Unit-Viewerで読み取る。資料画像
で確認できます。

ご清聴ありがとうございます
ございました

